

「令和6年度 保護林モニタリング調査」 公告に関する質問と回答

質疑事項	質 問	回 答
<p>令和6年度 保護林モニタリング調査仕様書について</p>	<p>質問1</p> <p>4 調査項目(1)②ア(ア)</p> <p>立木調査において、調査様式集P42では、樹高の測定は「大小様々な直径階から最低20本を選ぶ」となっています。本事業でも樹高の計測は20本でよいでしょうか。また、調査様式集P137に立木位置の記録対象は「胸高直径18cm以上、樹高を計測した標準木」とあります。本事業での樹高計測が20本の場合は、胸高直径18cm以上と樹高計測した20本のみの立木位置の記録でよいでしょうか。</p>	<p>回答1</p> <p>保護林・緑の回廊のモニタリング調査、手法・野帳様式集（以下「調査様式集」）P42に従って標準木の選定と樹高の測定を行ってください。仮に標準木が20本であれば樹高計測は20本です。ただし、標準木は大小様々な直径階から選んでいただき、できるかぎり20本以上となるようにしてください。</p> <p>また、立木位置の記録についても、調査様式集P137に従ってください。当該記録は、立木調査により立木番号を付した立木（胸高直径18cm以上と樹高を測定した標準木）が対象です。</p>
	<p>質問2</p> <p>4 調査項目(1)②ア(ア)</p> <p>立木調査において、調査様式集P39では調査対象木を「小円部は胸高直径1cm以上、中円部で5cm以上、大円部で18cmとしています。仕様書で「胸高直径4cm以上にナンバリングタグを設置」となっていますが、小円部の1cm～4cm未満の樹木は、ナンバリングをしないということよろしいでしょうか。</p>	<p>回答2</p> <p>仕様書に記載のとおり、ナンバリングタグを設置する立木は胸高直径4cm以上ですので、それ未満の立木にタグを設置する必要はありません。</p>
	<p>質問3</p> <p>4 調査項目(1)②ア(イ)</p> <p>ライン高木調査のナンバリング表示は、ナンバーテープでよろ</p>	<p>回答3</p> <p>プロット内調査においては、ナンバリングタグ（アルミ製タグに</p>

	<p>しいでしょうか、それとも立木調査同様にアルミ製タグを用いるのでしょうか。</p> <p>質問 4</p> <p>4 調査項目(1)②ウ</p> <p>鳥類調査において、「ラインセンサスの調査コースは別紙 2 の位置図に示す任意のコース(前回調査とほぼ同一のコース)とありますが、別紙 2 にコースが記されておりません。任意に検討されたコースをお教えてください。なお、前回調査(平成 31 年度調査)では鳥類調査は実施されていないと思われま。もし、受注者側で新規に任意の調査コースを設定する場合、スポットセンサスの調査地点の見通し確保の観点から、保護林外(保護林周辺の林道など)に調査ラインを設定してもよいでしょうか。</p> <p>質問 5</p> <p>4 調査項目(1)②ウ</p> <p>鳥類調査において、質問 4 で質問したように受注者側で新規に任意の調査コースを設定する場合、古屋山(遺伝資源)希少個体群保護林と梶ヶ谷山モミ(遺伝資源)希少個体群保護林は隣接した保護林となっていることから、ラインセンサス・スポットセンサスは同じルート・スポット位置になってもよいでしょうか。</p>	<p>ナンバーを打刻したもの)を設置しますが、ライン高木調査立木については指定しておりませんので、ナンバーテープでも可とします。</p> <p>回答 4</p> <p>前回は鳥類調査を行っていませんでしたので、別紙 2 位置図にラインセンサスの調査コースは表示しておりません。</p> <p>ラインセンサスの調査コースについては、各プロットまでの移動ルート区間において、受託者に決めていただくことになります。</p> <p>回答 5</p> <p>古屋山と梶ヶ谷山保護林は隣接しており、約 1km のラインセンサス調査ルートを確認できない場合は、同じルート・スポットとなっても問題ありません。</p>
--	---	--